

答 申 書
(答申第100号)
平成22年1月15日

1 審査会の結論

北海道情報公開・個人情報保護審査会における同審査会第〇部会長が発した意見陳述人に対する発言に係る法的根拠、理由書及びマニュアル等を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)〇〇:〇〇、北海道庁〇〇〇〇階、〇〇室にて開催した、北海道情報公開・個人情報保護審査会第〇部会(録音記録執行)の中で、意見陳述人に対して異議申立てが「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と、北海道情報公開・個人情報保護審査会第〇部会部会長が発言した、意見陳述人の異議申立て及び情報公開制度を冒瀆した法的根拠、理由書及びマニュアル等。また、意見陳述人に対する情報公開権利を侵害及び脅かした法的根拠、理由書及びマニュアル等(以下「本件文書」という。)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、北海道情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)での意見陳述に対する委員の質疑は、各委員が意見陳述を聴き、それぞれの考えで発言するものであることから、質疑に当たり、個別の発言内容に関する公文書を北海道が作成しているものではなく、また、各委員からも取得していないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 審査会における意見陳述とは、審査会に諮問があった不服申立事案(以下「諮問事案」という。)に関し、異議申立人が審査会の委員に対して口頭で意見を述べ、それに対して諮問事案の審議を行う各委員が、それぞれの考えで発言するものであることから、各委員の質疑に当たり、個別の発言内容に関する公文書を、諮問事案の審議機関ではない北海道が作成しているものではなく、また、各委員からも取得していないものである。

(イ) 本件開示請求に係る発言(以下「本件発言」という。)の趣旨は、異議申立て自体を〇〇と言及したのではなく、当事者間で話し合うよう促す趣旨の発言の中で発せられたものと認識しており、条例及び北海道情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年北海道条例第7号)に反するものではない。

イ 異議申立人は、本件発言の根拠となった本件文書の存在を主張しているが、審査会での意見陳述に対する委員の質疑は、諮問事案の審議を行う各委員が審査会の委

員としての立場から発言するものであることから、各委員の質疑に当たり、個別の発言内容に関する公文書を作成しているものではなく、各委員からも取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当審査会としては、実施機関が本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 9 月 17日	○ 諮問書の受理（諮問番号291） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、 ③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、 ⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 9 月 18日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号291） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年11月10日 （第二部会）	○ 審議
平成21年12月15日 （第二部会）	○ 審議
平成22年 1 月 13日 （第44回審査会）	○ 答申案審議
平成22年 1 月 15日	○ 答申